

平成28年11月22日

文化審議会 著作権分科会 御中

全国専修学校各種学校総連合会

ＩＣＴ活用教育に係る著作物等の利用の円滑化に対する意見

貴分科会において、営利を目的として設置されていない「学校その他の教育機関における著作物等の利用に関する著作権法上の特例」の今後の在り方について、制度設計を検討されておりますこと、心より敬意を表します。

職業教育の中核を担う専修学校各種学校においても、「学校その他の教育機関における複製等」の権利制限（権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で権利者の許諾を得ずに行なうことが認められる著作物の利用行為）を定めた著作権法第35条に係る「授業の過程における使用」について

- 第1項の行為（必要と認められる限度で、授業で著作物を一部利用した教材等を複製して使用すること）は、教育を担当する者及び授業を受ける者によって一定程度行われていること
- 第2項の同時公衆送信の行為（授業を行う場所以外の遠隔地を含む複数の場所で同時に授業を行う際、著作物を一部利用した教材等を公衆送信すること）は教育分野や教育課程の内容など各学校の事情に応じて行われていること等が推測され、また、社会人の学び直しの推進が求められる中、現行法では権利制限がない異時公衆送信（授業を行う場所の如何に関わらず、オンデマンド授業又は授業前後の予復習等を行うため著作物を一部利用した教材等を公衆送信すること）も増加していくことが予想されます。

学校その他の教育機関が著作物の一部を教材に利用する行為は、当該著作物の価値を認めていることの証左であり、必要と認められる限度で部分的に学生・生徒に紹介することを通じ、当該著作物に対してより深い関心を高めさせるだけでなく、当該権利者の他の著作物の購買意欲を高める効果も期待されるものと考えており、学校その他の教育機関が著作物を一部利用した教材の使用を躊躇する事態が起きぬよう、慎重かつ丁寧な議論が必要と考えています。

については、今後、貴分科会において、補償金の請求権の付与や対象範囲等を含む権利制限規定の見直しの是非や在り方、及び権利制限規定の運用面の課題について議論を整理し、取りまとめをされるに当たり、これまでの貴分科会での審議

状況等を踏まえ、専修学校各種学校を代表して本会の意見を表明します。特に以下の意見等で記した権利制限規定の見直しについては、貴分科会での検討が熟し、文化審議会としての結論が得られたものから、速やかに法改正を実施するとともに、他方、当該法改正で措置されなかつた事項についても、早急に結論を得るべく検討を進め、順次法的措置を講じるべきと考えます。

なお、以下の意見等については、当該法改正の実施に加えて、教育関係の改正規定の内容の周知・準備期間の確保、個々の学校の利便性等を考慮した補償金付権利制限及びライセンス制度に係る集中管理体制の構築及び負担感の少ない金額設定の整備、法解釈や運用等を分かりやすく整理したガイドラインや研修モデル等の整備など、公共性を有する学校その他教育機関に無用の混乱を惹起させない点を重要な前提と考えます。

記

1. 現行の著作権法第35条第1項に定める行為は、従来どおり権利制限の対象範囲として認めることが適切と考えます。加えて、現行の著作権法では権利者の許諾を必要としている「著作物の他の教員や教育機関等との共有」（著作物を使用した教材を共有すること）は、同一学校内又は同一法人内等において教育効果の高い職業教育を均質的に提供する上で重要な行為と認められるため、新たに権利制限の対象範囲として認めるべきと考えます。

ただし、上記のいずれの場合も、『必要と認められる限度』又は『権利者の利益を不当に害することとなる場合』の事例（サーバ等に蓄積する場合のサーバ等へのアクセス制限及び権限又はセキュリティ等を含む）をガイドラインで明確化することが必要と考えます。特に専修学校制度は、後期中等教育段階の高等課程（高等専修学校）、高等教育段階の専門課程（専門学校）及び幅広い年齢層を対象とする一般課程に区分されていますので、各課程の教育の役割・特色や実態等を踏まえたガイドラインの整理が重要と考えます。

なお、権利制限を超える場合は、従来どおりライセンス制度で対応することになりますが、この場合、学校その他教育機関が許諾や使用料支払い等の手続きで過度の負担を負わないよう集中管理体制を整備するとともに、廉価な使用料を設定し、学生・生徒又は学校その他教育機関の経済的負担を軽減すべきと考えます。

2. 著作権法第35条第2項に定める同時公衆送信の行為に関する公衆送信について、専修学校設置基準では次の2つの授業が定められています。

①通学制学科の遠隔授業：修了に必要な総授業時数（総単位数）の4分の3を超えない範囲内で、自宅等を含む授業を行う教室以外の場所で多様なメディア（インターネット等の活用を含む）を高度に利用し、履修することができる授業。同時かつ双方向でない場合も、一定の条件を満たすときは遠隔授業となる。

②通信制学科：印刷教材等による授業及び対面授業又は上記①の遠隔授業を併用して行う学科。なお、対面授業・指導を行う施設（サテライト施設）は主たる校地が所在する都道府県の区域内に限定される。

上記の規定により、専修学校の公衆送信による授業は同時及び異時（同時かつ双方向でないもの）の両方が認められていますが、今後、社会人をはじめ多種多様な学習者のニーズ、技術革新に伴う学習環境の向上等により、現在は権利制限の適用がある同時公衆送信と権利制限の適用がない異時公衆送信とを併用する等、学校その他教育機関の授業方法の多様化が生じると思われますが、異時公衆通信の授業のみ権利者の許諾を得る必要が出るなど手続の煩雑さ等が過負担となったり、仮に権利者の許諾が得られないときは、同じ科目の授業であっても同時公衆送信と異時公衆送信との間で同一教材が使用できなくなったりする事態も考えられます。

一方、「著作物を一部利用した教材等」を用いた公衆送信による授業について、同時及び異時を問わず権利制限の対象範囲外とした場合、対面授業のみが権利制限の適用を受けられるという現行の著作権法の規制強化が生じ、学生・生徒又は学校その他教育機関の負担が増すことになります。なお、学校その他教育機関では学生・生徒の中退防止対策の一環として、今後、授業を録画して異時公衆送信を用いた欠席者へのフォローアップ（オンデマンド授業）に活用する事例も考えられ、権利制限の適用がない異時公衆送信についても、学生・生徒又は学校その他教育機関の負担を軽減することが必要と考えます。

したがって、同時公衆送信の場合は、従来どおり権利制限の対象範囲として認めるとともに、同時及び異時の公衆送信のいずれの場合も、教育の公共性等の観点から『権利者に許諾を得ることなく著作物を利用できる』一定の範囲を別途定め、当該範囲に該当する場合は可能な限り廉価な補償金付きの権利制限とすることが適切と考えます。この場合、補償金徴収分配団体を設立するとともに、包括的な補償金支払い手続等を定め、学校その他教育機関が過度の負担を負わないようにすることが重要です。

また、権利制限を超える場合は、従来どおりライセンス制度で対応することが適當と考えます。ただし、この場合、上述1. と同様、学校その他教育機関が許諾や使用料支払い等の手続きで過度の負担を負わないよう集中管理の体制を整備するとともに、廉価な使用料を設定し学生・生徒又は学校その他教育機関の経済的な負担を軽減すべきと考えます。

3. 現在は権利制限の適用がないMOOC (Massive Open Online Course) など一般的にインターネットを利用した異時公衆送信により教育サービスを提供する一般人向け公開講座に関連し、専修学校は正規課程の学生・生徒以外の者を対象にした附帯教育事業にて、国家資格等を所轄する各省等の指定を受けた養成施設の講座（通学制又は上記2. ②の通信制学科の形態）、都道府県等が委託した公共職業訓練（通学制の形態の離職者及び求職者の訓練）の講座を実施しています。いずれの講座も受講者を登録し、専修学校の教育資源を活用して、公的資格の取得や職業能力の習得など専修学校の職業教育機能を社会還元する観点から、雇用・就業の安定化に資する側面での公共性も有しています。

したがって、上記の講座で公衆送信による形態で著作物を一部利用した教材等を使用する場合は、「営利を目的として設置された」教育機関が実施する一般人向け公開講座との取扱いを異にし、『権利者に許諾を得ることなく著作物を利用できる』一定の範囲を定め、当該範囲に該当する場合は可能な限り廉価な補償金付きの権利制限とすることが適切と考えます。この場合、上述2. と同様、補償金徴収分配団体を設立するとともに、包括的な補償金支払い手続等を定め、学校その他教育機関が過度の負担を負わないようにすることが重要です。

また、権利制限を超える場合は、従来どおりライセンス制度で対応することが適當と考えます。ただし、この場合、学校その他教育機関が許諾や使用料支払い等の手続きで過度の負担を負わないよう集中管理の体制を整備するとともに、廉価な使用料を設定し受講者又は学校その他教育機関の経済的な負担を軽減すべきと考えます。

4. 本会でも、「専修学校における学校評価ガイドライン」の評価項目に掲げられた『法令等の遵守』（コンプライアンス）の一環として、加盟する個々の専修学校各種学校が、改正法や新たに定める規程の解釈や運用など著作物利用の適

正な取扱いに関して、研修その他会議の開催を通じて積極的に普及・啓発に努めるよう、具体的な取組を実行したいと考えます。そのような取組を実質化していくためには、一般人でも分かりやすいガイドラインの策定、学校その他教育機関対象の研修モデル等の開発が急務であり、権利者等の団体と学校その他教育機関がそれぞれの状況を相互共有・理解し、協力して進めることが不可欠です。

また、当該ガイドラインの説明会又は研修会を開催する場合、権利者等の団体と積極的に連携・協力できるような体制を整備するとともに、各教育段階における知財に係る教育活動の推進方策の一環として、権利者等の団体や学校その他教育機関など関係諸団体・機関等に対して国が財政的な支援を行うことも重要と考えます。

以上